

「西宮いきいき体操」実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は介護保険法の第115条の45第1項第2号に規定されている一般介護予防事業に基づき、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指し、「西宮いきいき体操」の取り組みの実施を目的として定める。

(実施主体)

第2条 実施主体は、西宮市とする。ただし、利用者、サービス内容および利用料の決定を除き、事業の全部又は一部について、市が適当と認める者に対し、その実施を委託できるものとする。

(対象者)

第3条 西宮市に住民票を有する介護保険第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者を対象とする。

(事業内容)

第4条 事業実施内容は介護予防に関する知識の普及啓発や自主活動グループの育成および継続支援、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や支援等とする。

(1) 介護予防に関する知識の普及啓発

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための講座の実施、パンフレット等の配布等。

(2) 自主活動グループ育成

地域で介護予防講座を実施し、介護予防に関する自主的な活動を実施するグループを育成する。

(3) 自主活動グループの継続支援

自主活動グループが介護予防に資する活動を継続できるよう、運動・栄養・口腔・転倒予防・認知症予防など健康講座、巡回、表彰等の支援を行う。

(4) 介護予防に関するボランティア等の人材育成

介護予防サポーター養成講座やフォローアップのための研修等を行い、介護予防に関するボランティア等の人材を育成する。

(自主活動グループの運営)

第5条 自主活動グループの企画・運営は参加者自らが行う。

(リハビリテーション専門職の関与)

第6条 地域における介護予防の取組を機能強化するため、自主活動グループへのリハビリテーション専門職等の関与により総合的に支援する。

(指導医)

第7条 事業の円滑な運営を図るために指導医を置くものとする。指導医は、西宮市医師会、西宮市歯科医師会から推薦された医師、歯科医師とし、主治医との調整及び事業実施に際しての指導助言を行う。

(関係機関との連携)

第8条 事業を円滑に実施するために、西宮市医師会、西宮市歯科医師会及び医療機関、地域関係団体、保健福祉関係各課等広く関係機関と連携を図り、協力を得るものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成18年(2006年) 4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年(2010年) 10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年(2012年) 4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年(2013年) 4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年(2015年) 4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年(2017年) 4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年(2018年) 4月1日から施行する。